

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康診査・がん検診等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鮫川村は、健康診査・がん検診等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県鮫川村長

公表日

令和8年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査・がん検診等に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診(一次及び精密)の種類 (1)肝炎ウイルス検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)歯周疾患検診 (4)肺がん検診 (5)乳がん検診 (6)胃がん検診 (7)子宮頸がん検診 (8)大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 (1)毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 (2)医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 (3)一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 (4)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL:0247-49-3111 FAX:0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 住民福祉課 健康係 TEL:0247-49-3112 FAX:0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鯨川村情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健センター・健康係 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿189番地1 鮫川村保健センター TEL: 0247-29-1231 FAX: 0247-29-1232 E-mail:hoken@vill.samegawa.fukushima.jp 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	健康係 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	特定個人情報取扱事務の精査に伴い特定個人情報を利用しないこととなったため、変更した。
令和3年7月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供	事後	公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年7月6日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。	接続しないため記入無	十分である	事後	公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年7月6日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か。	接続しないため記入無	十分である	事後	公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年8月20日	I 関連情報の「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供	事後	
令和3年8月27日	I 関連情報の「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先」	健康係 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	記載内容に誤りがあった。
令和4年3月10日	I 関連情報の「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要」	健康増進法の規定に基づく健康診査、健康相談、保健指導、栄養指導など、住民の健康増進のために必要な事業及びそれら健診情報等の管理及び統計報告資料作成、データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診対象者把握 ②健康診査 ③健康教育 ④食生活改善指導	健康増進法の規定に基づく健康診査、がん検診等、健康相談、保健指導、栄養指導など、住民の健康増進のために必要な事業及びそれら健診情報等の管理及び統計報告資料作成、データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診対象者把握 ②健康診査 ③健康教育 ④食生活改善指導 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報の「4. 特定個人情報ファイル名」	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報の「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び 同法第22条第1項の規定に基づく情報提供 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項及び 同法第22条第1項の規定に基づく情報提供	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項、別 表第二102の2項、同法第22条第1項の規定に 基づく情報提供 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項、別 表第二102の2項、同法第22条第1項の規定に 基づく情報提供	事前	
令和4年3月10日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 189番地1 鮫川村保健センター TEL: 0247-29-1231 FAX: 0247-29-1232 E-mail:hoken@vill.samegawa.fukushima.jp	事前	
令和4年6月14日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp 〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 189番地1 鮫川村保健センター TEL: 0247-29-1231 FAX: 0247-29-1232 E-mail:hoken@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail:jumin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 総務課 企画情報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護評価書 修 正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護 評価書 修正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護 評価書 修正箇所一覧」のとおり	事後	
令和8年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人 情報ファイルの開示・訂正・利 用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail: suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail: soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和8年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	IVリスク対策 9.監査	○ 自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 ○ 内部監査 外部監査	事後	